福岡県規則第三十二号

福岡県児童福祉法施行細則

の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県知事

服部

誠太郎

規

則

令和七年五月三十日

に改正する。

福岡県児童福祉法施行細則

(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)

の一部を次のよう

部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則の一

様式第三十四号を次のように改める。

第 令 和 <u>Fi.</u> 七 百 年 九 五. 月 十 九 + 号 (2) H

規 則 目 (第三十二号) 次

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(こども福祉課)

増 刊

定期発行日 毎週火金曜日

様式第34号(第29条の2関係)

(表)

No.

証 明 書
写
所属
所在地
真 職氏名
年月日生

上記の者は、児童福祉法第29条の規定による児童委員(児童の福祉に関する事務に従事する職員)であることを証明します。

年 月 日

福岡県知事

(裏)

注意

- 1 この証明書は、児童福祉法第28条の措置を採る際の立入調査員であることの証である。
- 2 この証票は、児童福祉法第28条の措置を採る場合には、必ず携帯しなければならない。
- 3 立入調査をする相手方から要求があった場合には、この証票を提示しなければならない。

様式第37号(第38条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

児童相談所長 印

児童一時保護通知書

下記の児童を児童福祉法第33条の規定により一時保護しましたので通知します。

記

児童氏名				性別		年	月	日生 歳
住	所			•				•
一時保護	場所	名 称						
		所在地						
	一時保護の 年 月 日				年	月 日		
	保護の理由	児童福祉法 施行規則の 該当号						
備考	7 2	ロった日の翌日だけ。また、このぞ け。また、このぞ こして(代表者だ ます。 なお、決定の呼	服があり、決定の から起算して3か 決定があったこと は福岡県知事とな 取消しの訴えは、 を知った日の翌日 岡県庁 課	月以内に福 を知った目 ります。) 審査請求を から起	届岡県知事 日の翌日か この決定 で行った後 して6か月	に対して審査請 ら起算して6か の取消しの訴え においては、そ	求をする。 月以内に を提起す の審査請	ことができま 福岡県を被告 ることもでき 求に対する裁
	戸 の	児童相談所長点 お起算して7日り 所又は簡易裁判の場合において、 と当該といいき 等」といいます。 等」が別量に親	が一時保護を行う 以内に、この者の 所の裁判官に一時 一時保護を開始	ときは、次 所属 は、る に は、る に は は で は で は で る に に で に で に で に で に で に で に る に る に	てに掲げる。 『公署の所 情求しなけ。 ららかじめ 『の親権を行	場合を除き、一 在地を管轄する ればならないこ 一時保護状を請 亍う者又は未成年	地方裁判が ととされ 求するこ。 E後見人()	所、家庭裁判 ています。こ とを妨げない
	反 表 の し	えする場合におい った後2か月を	始した日から 2 が ハては、引き続き 超えて引き続き — 号なければならな 又は同法第33条の その 9 の規定によ せん。	一時保護を 時保護を行 いこととさ 7の規定に	だおうと 行おうとす れてづく親 ご基づく親	するとき、及び るときごとに、 す。ただし、児 権喪失若しくは	引き続き 児童相談 童福祉法 親権停止	一時保護を行 所長は、家庭 第28条第1項 の審判請求若
	者ご童	ご至るまでの間、 音等のあるものい ことができます。 章の生命又は身体	は、一時保護が行 親権を行い監す こつ親権をでも、監で 親権安全を確保す 本のをとることが	。また、児 及び教育に 措置を不当 るため緊急	記童相談所 に関し、そ 旨に妨げて 息の必要が	長は、一時保護 の児童の福祉の はなりません。 あると認めると	が行われた ため必要 また、こ	た児童で親権 な措置をとる の措置は、児